

宇和島地区広域事務組合告示第2号

会計管理者の権限に属する事務の一部委任について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第171条第4項の規定により、会計管理者をして会計管理者の権限の属する事務のうち、次表左欄に掲げるものについては、それぞれ当該表右欄に掲げる分任出納員に委任させたので、同法第171条第4項後段の規定により告示する。

令和 4年 4月 1日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡原 文彰

委任の対象となった事務	委任を受けた者
光来園に属する現金の収納に関する事	山口俊
勝山荘に属する現金の収納に関する事	井上至
美沼荘に属する現金の収納に関する事	河野賢一
一本松荘に属する現金の収納に関する事	猪野博基
ひろみ奈良の里に属する現金の収納に関する事	東明彦、萩山珠里
柏寿園に属する現金の収納に関する事	檜口知子
湯乃香荘に属する現金の収納に関する事	楠葉拓史、梅川佳菜子
寿楽荘に属する現金の収納に関する事	黒田英行
環境センターに属する現金の収納に関する事	柳野治生、笹田靖宏
汚泥再生処理センターに属する現金の収納に関する事	浅井松記
広見斎場に属する現金の収納に関する事	兵頭哲男、末光優子、尾花未奈 善家直邦、桂健二郎、二宮浩 坂本誠